

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の賛助会員に関し、定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入 会)

第2条 賛助会員として入会しようとする者（以下「入会者」という。）は、入会申込書（様式第1号）により、会長に申し込まなければならない。

2 入会者が次の各号に該当するときは、入会させないものとする。

(1) 入会者（入会者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）であるとき

(2) 入会者が暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき

(特 典)

第3条 賛助会員は、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー定款第40条第2項のほか、ビューローが主催する各種会合等への参加、及びビューローの発行する情報紙等の配付を受けることができる。

(会 費)

第4条 賛助会費は、年間1口2万円とし、原則として毎年度7月末日までに納入しなければならない。ただし、新規加入のときは、入会決定後すみやかに納入するものとし、その加入が年度後半のときは、当該年度の賛助会費は半額とする。

(収 入)

第4条の2 前条に基づく会費収入は、ビューローの主たる目的を達成するために必要な公益目的事業費及び管理費に使用するものとする。

(会員の資格喪失)

第5条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第6条 賛助会員は、退会届（様式第2号）を提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第7条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) ビューローの定款又は規則に違反したとき。

(2) ビューローの名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第8条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

附 則

この規程は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成6年4月1日から施行する。

(賛助会費についての経過措置)

2 ビューロー発足前に社団法人福岡市観光協会に入会していた会員がビューローに継続して入会する場合の賛助会費については、第4条の規定にかかわらず、当分の間会長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人移行登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。